

A W 検 定

(建築鉄骨溶接技量検定)

工場溶接技能者移籍に関する運用規定細則

制定：2004年4月1日

改定：2019年4月1日

一般社団法人 AW検定協会

AW検定（建築鉄骨溶接技量検定）

工場溶接技能者移籍に関する運用規定細則

（適用範囲）

第1条 本細則は、工場溶接技能者が他の事業所に移籍する場合に適用する。

（移籍受入事業所の条件）

第2条 移籍受入事業所は、原則として、移籍者を受入れる以前にAW検定の工場溶接の受験実績を有すること。

2. 移籍受入事業所は、移籍者が保有するAW検定資格を維持するために必要な権利と義務を引き継ぐこと。

（合併等による事業所全体の移籍の条件）

第3条 合併等による移籍後の事業所は、国土交通大臣指定性能評価機関である(株)全国鉄骨評価機構又は(株)日本鉄骨評価センターの鉄骨製作工事性能評価認定工場、又は一般社団法人 AW検定協会(以下、協会という)が同等と認めた工場であること。

2. 合併等による移籍後の事業所は、第2条に従うとともに、AW検定資格保有としてふさわしい工場の設備および管理体制が維持されていること。
3. AW検定試験の受験実績を有しない事業所は協会が定めた期日までにAW検定試験を受験しなければならない。

（移籍の申請）

第4条 移籍の申請者は、移籍受入事業所の代表者とする。移籍の申請は、所定の書式に必要事項を記入の上、協会に申請を行う。

（移籍に要する費用）

第5条 移籍の申請をする事業所は、移籍申請料を協会に納入する。

（移籍に関する書類）

第6条 移籍受入事業所は、移籍者の移籍前事業所における資格保有者一覧表又は溶接試験記録を所定の期間までに提出すること。

2. 合併等による事業所は、上述の書類の他、会社概要（資本金、登録業種、役員及び従業員数等）、工場設備概要（生産設備、検討機器等）、溶接技能者数及び各種資格者リスト、鉄骨製作実績（製作鉄骨の種類及び製作重量）の書類を所定の期間までに提出すること。

(資格証の交付)

第7条 協会は、理事会承認後、AW検定資格証、合格シール及び資格保有者一覧表（差替版）を移籍受入事業所に対して交付する。

2. 資格証交付時点で移籍事業所が定まらない場合、資格証の交付に係わる措置は下記による。
 - 1) 資格延長の有資格者、または受験により合格確定した受験者が下記のいずれかの条件を満たし、該当年度の末日の 2 ヶ月前までに移籍の申請手続きが完了した場合は、該当年度の 4 月 1 日付けの資格証を交付する。
 - ①資格証交付年度の 4 月 1 日より 6 カ月以内に移籍した場合。
 - ②資格証交付年度の 4 月 1 日より移籍申請日までに 100 日以上工場溶接作業に従事した実績がある場合。ただし、工場溶接作業に従事した実績には、本細則第 2 条及び第 3 条に定める事業所以外も含めることができる。

(細則の改廃等)

- 第8条 本細則を改定又は廃止するときは、資格検定委員会で審議し、理事会の承認を得るものとする。
2. 本細則に定めない事項については、資格検定委員会で審議し、必要に応じて理事会の承認を得るものとする。